



平成 25 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 沢 井 製 薬 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 澤井 光郎
(コード番号 4555・東証第一部)
問合せ先 理事 経営管理部長 末吉 一彦
(TEL. 06 - 6105 - 5711)

株式報酬型ストックオプション制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役（社外取締役を除く）に対し株式報酬型ストックオプション制度を導入することについて、平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 65 回定時株主総会（以下、「本総会」という）に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）制度を導入する理由

当社取締役（社外取締役を除く）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、中長期的な業績向上及び企業価値向上への貢献意欲を一層高めることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く）に対し、退職慰労金の支給に代えて、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を割り当てるものです。

本件ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額につきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、平成 23 年 6 月 23 日開催の当社第 63 回定時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬等の額の範囲内において、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額 100 百万円以内として設定いたします。

2. 株式報酬型ストックオプションを導入するために付議する議案の内容

当社取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等として、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を割り当てることにつき、承認をお願いするものです。

なお、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の具体的な内容は、以下の通りです。

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより

交付を受けることができる株式の総数は、30,000 株を上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 100 株とし、付与株式数が調整された場合には、交付する株式の総数につき、調整後の付与株式数に下記の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

付与株式数の調整は、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数 300 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。なお、新株予約権の割当てを受ける者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と新株予約権の払込債務を相殺するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 30 年以内の範囲で、取締役会において定める。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

（ご参考）

当社は、本総会終結の時以降、当社の執行役員に対しても上記の株式報酬型ストックオプションと同内容のストックオプション（新株予約権）を取締役会決議により割り当てる予定です。

当社は、平成 25 年 3 月 26 日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議しております。なお、本総会終結後も引き続き在任する取締役及び監査役につきましては、本総会終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を打ち切り支給することとし、各役員の退任時に支払う予定であります。

本総会終結の時をもって退任する取締役に対する退職慰労金の贈呈及び取締役と監査役に対する退職慰労金の打ち切り支給については、本総会に議案を付議いたします。

以 上